

要 望 書 (案)

本日、私たちは、第五十四回重症心身障害児(者)を守る全国大会をここ金沢市において、国、石川県及び金沢市、そして社会福祉協議会及び地元の福祉関係諸団体など多くの方々のご支援、ご協力により、意義深く開催することができました。関係の皆様から心からお礼申し上げます。障害福祉をめぐる動向としましては、法施行後三年見直し規定を受けて、昨年五月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正法が成立し、平成三十年四月から重症心身障害児者等に対する新たな取り組みが始まろうとしています。

また、平成二十二年の関係法律の改正による旧重症心身障害児施設及び国立病院機構国立病院の重症児病棟に適用されていた特例措置については、本年度をもってその期限とされていたところですが、重症心身障害児者の特性を考慮し、恒久化が図られることとなりました。これにより今後とも児者一貫体制が維持されることとなり、私たちは心から安堵しております。

私たちは、このように障害福祉施策が大きく展開している中で、制度や障害児者を取り巻く動向を正しく理解し、親自身が自らの責任と義務を果たすとともに、会の三原則に則り、重症心身障害児者の懸命に生きる姿からいのちの大切さと無限の可能性を社会の皆様へ伝え、ご理解と共感をいただけるよう真摯に活動してまいります。

ここに、第五十四回重症心身障害児(者)を守る全国大会の総意に基づき、次のことを要望いたします。

- 一、旧重症心身障害児施設及び国立病院に入所・入院している重症心身障害児者の特例措置については、恒久化されることとなりましたが、同施設及び国立病院におかれましては、入所・入院者の年齢、状態に応じた適切な日中活動が提供されるよう支援の充実を図ってください。
- 一、近年、高度な医療的ケアを必要とする在宅の重症児が増加傾向にあり、その家族への支援は緊急を要する課題となっております。市町村・都道府県におかれましては、重症心身障害児者が地域において必要な支援を円滑に受け、安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育等関係機関による連携体制の促進をお願いします。
- 一、短期入所、通所事業については、重症心身障害児者の在宅生活を支える上で、欠かすことのできない重要な施策です。いのちの拠り所となる入所施設においては、専門機能を活かした地域支援の拠点として、短期入所における超重症児の受け入れの強化、通所支援、相談支援等の機能の更なる充実を図ってください。
- 一、重症心身障害児者を対象とした児童発達支援事業ならびに生活介護事業については、身近な地域で通えるよう実施個所数の更なる拡充を図っていただくとともに、医療的ケアの実施体制の整備も併せてお願いします。また、体調不良や医療機関への入院等により欠席率が高く、施設運営に支障が生じています。重症心身障害児者の特性を勘案した報酬体系となるよう見直しをお願いします。
- 一、国立病院におかれましては、人員配置を拡充し、手厚い療育体制を確保するとともに、入所者のＱＯＬの向上に向けた取り組みをお願いします。また、重症児病棟を有する全ての国立病院において通所事業を実施するよう推進してください。
- 一、医療的ケアが必要な児童生徒にとつては、学校において医療スタッフ等の人員配置と設備が欠かせません。また、学校生活や送迎では保護者の付き添いも必要です。医療的ケアがあっても身近な地域で教育が受けられるよう教育環境の整備と地域格差の是正を図るとともに、保護者の都合によることなく、教育を受ける機会が確保されるよう体制の整備と充実をお願いします。
- 一、近年、全国の都市部を中心に重症心身障害児者施設が開設されるとともに、新たな整備計画が進められていることに感謝申し上げます。しかしながらいずれの施設でも医師、看護師、福祉職員の確保に困難を極めていきます。更なる人材確保及び人材育成のための施策の充実をお願いします。

平成二十九年六月十一日